

議案第 27 号

損害賠償の額を定めることについて

勝山市立成器南小学校駐車場において発生した物損事故について、損害賠償の額を次のとおり定める。

記

1 損害を賠償する相手方の住所及び氏名

住所

氏名

2 事故の概要

令和4年6月29日午後1時10分頃、勝山市立成器南小学校駐車場にて、午後のプール見学者用として準備していたテントが強風に煽られ、プールのフェンスを超えて■■■■氏が所有する乗用車に落下し、乗用車の天井や側面を損傷させたものである。

なお、物損事故はプールに隣接する勝山市立成器南小学校駐車場で発生したが、物損事故の前日に校長が■■■■氏に駐車場使用を許可したものである。

3 損害賠償の額 金342,232円

令和4年9月6日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

物損事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出する。